

2003年、福岡での看護研修会ワークショップで回復期リハ看護師の役割がグループ討議され、成果物である「回復期リハ病棟 ケア10項目宣言」が参加看護師自らの手で社会に向けて発表された。以来、なお現在まで回復期ナースの行動指針となっている。2013年、この10項目宣言に看護職の専門性をより打ち出すため「健康の維持管理」「セルフケア能力開発」の2項目を追加、2018年8月、「看護・介護10か条」と名称変更された。

同10か条の各項目は回復期ナースの使命そのものだ。

一方、私たち回復期ナースには長年ジレンマもある。病棟でPT、OT、STらと一緒に仕事をする上で、自分たちの専門性が見えにくいのだ。そのことが看護師自身に微妙な搖ぎを与えていた。

だからこそ、回復期ナースはこの10項目の各項に

込められた意味を熟慮し、改めて自分たちの専門性を追求しないといけない。それは、①急性期から移行してくる患者さん・ご家族の安心を保証する、②「早くよくなり自分の家に帰りたい」という願いを叶える、③チーム全体を見据え、バラバラにならないようにする、④リハ室での成果を生活行動まで汎化させる——ことだ。これらを自施設、地域で展開できる人材を育成することが、当協会看護介護委員会の役目ではないか。

2007年度にスタートした回復期リハ看護師認定コースははや12年目となる。毎年120名受講し、3期18日間の研修修了後、自施設での4か月間の活動を実践レポートにまとめていただいている。今年度輩出した11期生118名の中で特にその実践内容が優秀と評された2名は、1名が患者参加型カンファレンスの実施、1名が排便コントロールに関する内容であった。両名の活動には(1)適切な評価とアセスメント、(2)具体的な行動計画、

(3)ケア内容の統一と高い提供レベルの保持——という共通点がある。回復期ナースのモデルであろう。

活動自体はどちらも地道である。だが、その継続が本人、一緒に働くナースたちに静かに浸透して自信となり、良質なリハ看護の土壌を根づかせる。ケア全体の質向上に大きく寄与する。

リハ看護の目的は生活の再構築である。看護の焦点は生活者、障害をもった人に当てるべきだ。障害をもったことでその人らしい生き方が滞っている人がいる。各人の障害にチームでかかわり、可能なかぎり、自力で障害を克服していく過程を支えたい。自分らしさを取り戻し、豊かな気持ちで生活が送れるよう、必要な知識・技術を提示し、朗らかに、しかし根気よく働きかけ、支援する、それが私たち回復期ナースの役目である。

巻頭言

回復期ナースの役目



伊東 由美子

当協会理事 看護介護委員会 委員長
(一般社団法人是真会 法人本部、看護師)